

■用途判定に注意してください

旧 平成27年3月まで	新 平成27年4月1日から
(6) 項口(自力避難困難者入所福祉施設等)	
老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 有料老人ホーム(一部) 介護老人保健施設 老人短期入所事業を行う施設 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 救護施設 乳児院 障害児入所施設 障害者支援施設(一部) 短期入所を行う施設(一部) 共同生活介護を行う施設(一部)	(1) (高齢者施設) 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 有料老人ホーム※1 介護老人保健施設 老人短期入所事業を行う施設 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※1 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 その他これらに類するもの※2 (2) (生活保護者施設) 救護施設 (3) (児童施設) 乳児院 (4) (障害児施設) 障害児入所施設 (5) (障害者施設) 障害者支援施設※3 短期入所を行う施設又は 共同生活援助を行う施設※3(「短期入所等施設」)

(6) 項ハ(老人福祉施設、児童養護施設等)	
老人デイサービスセンター 養護老人ホーム 老人福祉センター 老人介護支援センター 有料老人ホーム(一部) 老人デイサービス事業を行う施設 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 更生施設 助産施設 保育所 児童養護施設 障害児入所施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 児童発達支援センター 情緒障害児短期治療施設 児童発達支援若しくは放課後等デイサービス事業を行う施設 身体障害者福祉センター 障害者支援施設(一部) 地域活動支援センター 福祉ホーム (障害者のための)生活介護、短期入所、 共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援、共同生活援助を行う施設(一部)	(1) (高齢者施設) 老人デイサービスセンター 養護老人ホーム※4 老人福祉センター 老人介護支援センター 有料老人ホーム※4 老人デイサービス事業を行う施設 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※4 その他これらに類するもの※5 (2) (生活保護者施設) 更生施設 (3) (児童施設) 助産施設 保育所 児童養護施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 児童発達支援センター 一時的保育事業を行う施設 家庭的保育事業を行う施設 その他これらに類するもの※6 (4) (障害児施設) 児童発達支援センター 情緒障害児短期治療施設 児童発達支援若しくは放課後等デイサービス事業を行う施設 (5) (障害者施設) 身体障害者福祉センター 障害者支援施設※7 地域活動支援センター 福祉ホーム (障害者のための)生活介護、短期入所、自立訓練、 共同生活介護、就労移行支援、就労継続支援若しくは 共同生活援助を行う施設※8

赤字はH27.4.1施行で用途区分が追加・変更されたもの

(6) 項口関係

※1 避難が困難な要介護者を主として入居(宿泊)させるもの⇒(規則5条3項)

・「避難が困難な要介護者を主として入居させる」とは、「介護保険法の要介護状態区分が3～5の者」を対象とし、その入居者が、施設全体の定員の半数以上であることを目安として判断する。

・「避難が困難な要介護者を主として宿泊させる」とは、宿泊業務が常態化し、「介護保険法の要介護状態区分が3～5の者」の割合が、当該施設の宿泊利用者全体の半数以上であることを目安として判断する。(⇒H26.3 消防予第81号)

※2(6) 項口(1)「その他これらに類するもの」⇒(規則5条4項)

避難が困難な要介護者を主として入居(宿泊)させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設。

(6) 項ハ関係

※4(6) 項口(1) (高齢者施設) に掲げるものを除く。 8

※5(6) 項ハ(1)「その他これらに類するもの」⇒(規則5条6項)

老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設。

■経過措置が切れていることに注意してください

《施行スケジュール》

新法はH27.4/1～全て適用	
施行日	施行日及び既存施設の経過措置
▼H27.4/1	▼H28.3/31
★	▼H29.3/31
▼H30.3/31	
平成25年3月改正 (6) 項口、ハの用途区分の見直し	消火器、漏電火災警報器、誘導灯
	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、 自動火災報知設備、ガス漏れ警報設備、 火災通報装置、非常警報設備、避難器具
平成25年12月改正 (6) 項口、ハの消防用設備等の設置強化	
	スプリンクラー設備の設置の見直し (6) 項口の施設で面積に関係なく (一部施設は275㎡以上)
	火災通報装置の起動方法の見直し (6) 項口の施設は自動火災報知 設備の作動と連動して起動
	自動火災報知設備の設置の見直し (6) 項ハ(入居施設等に限り)で面積に 関係なく

既に経過措置は過ぎているので、今後、事業を始める場合は、すぐに法令違反が発生する可能性があります。

■ 入居・宿泊系の施設は規制が厳しいです
(これ以外にも規制がかかる場合がありますので、ご注意ください。)

(6) 項ロ (自力避難困難者入所福祉施設等)		
消火器	全 部	
屋内消火栓設備	延べ面積 700 m ² 以上	
スプリンクラー設備	全 部 (一部施設は延べ面積 275 m ² 以上)	全 部
自動火災報知設備		
漏電火災警報器	延べ面積 300 m ² 以上	
火災通報装置 ※	全 部 (自動火災報知設備と連動して起動)	
非常警報設備	収容人員 50 人以上	
避難器具	20 人以上 (下層に(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、 (15)項がある場合は 10 人以上)	
誘導灯	全 部	

一部施設とは、次の赤字以外のもの

「介助がなければ避難できない者などとして入所させるもの」とは、乳児、幼児や障害支援区分4以上の者であって、規則12条の3で規定する認定調査項目(「移乗」等)の6項目のいずれかにおいて、「支援が必要」等に該当する者が、利用者の概ね8割を超える施設をいう。

(6) 項ハ (老人福祉施設、児童養護施設等)		
消火器	延べ面積 150 m ² 以上	
屋内消火栓設備	延べ面積 700 m ² 以上	
スプリンクラー設備	床面積合計 6,000 m ² 以上	
自動火災報知設備	全部 (入居・宿泊させるもの)	延べ面積 300 m ² 以上 (入居・宿泊させるもの以外)
漏電火災警報器	延べ面積 300 m ² 以上	
火災通報装置 ※	延べ面積 500 m ² 以上	
非常警報設備	収容人員 50 人以上	
避難器具	20 人以上 (下層に(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、 (15)項がある場合は 10 人以上)	
誘導灯	全 部	

入居・宿泊させるとは、次の赤字のもの

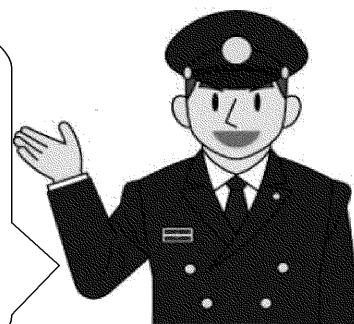
「入居又は宿泊させる」とは、施設の利用者が夜間に就寝するもので、入院や入所も含む。
(H26.3 消防予第118号)

300 m²未満(特定一階段等防火対象物を除く。)の施設の場合、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置が可能となる。

既存の建物に社会福祉施設が入居する場合 消防、建築の基準を御確認ください

既存の建物内で、新たに社会福祉施設を開設する場合、その建物に消防用設備等の追加設置が必要となる場合があります。

また、建物によっては、構造等が社会福祉施設として適当でない場合があります。



消防用設備等が適正に設置されていないと、火災時に利用者の安全を確保することができなくなってしまいます。消防職員が立入検査で確認した場合は、消防法令違反として指導・公表の対象となりますので、施設の円滑な運営のためにも管轄消防署で**事前に相談**していただくようお願いいたします。**特に一般住宅を社会福祉施設に改装する場合は、十分御注意ください。**

また、建物構造等が福祉施設に適合するものであるか、計画段階で建築士等に確認するようお願いします。

〔消防に関するお問い合わせ先〕

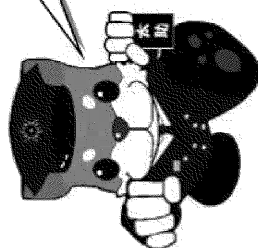
消防署	管轄のエリア	住所	電話番号
臨港消防署予防係	川崎区 ※詳細の区域はお電話にてご確認ください。	川崎区池上新町 3-1-5	(代) 044(299)0119
川崎消防署予防係		川崎区南町 20-7	(代) 044(223)0119
幸消防署予防係	幸区	幸区戸手 2-12-1	(代) 044(511)0119
中原消防署予防係	中原区	中原区新丸子東 3-1175-1	(代) 044(411)0119
高津消防署予防係	高津区	高津区二子 5-14-5	(代) 044(811)0119
宮前消防署予防係	宮前区	宮前区宮前平 2-20-4	(代) 044(852)0119
多摩消防署予防係	多摩区	多摩区枋形 2-6-1	(代) 044(933)0119
麻生消防署予防係	麻生区	麻生区万福寺 1-5-4	(代) 044(951)0119

〔建築に関するお問い合わせ先〕

まちづくり局指導部建築指導課建築監察担当 電話044(200)3008

違反対象物の公表制度

利用者の安全・安心のために



消防関係法令に重大な違反のある建物や店舗に関する情報が、

平成26年10月1日から

川崎市ホームページで確認できます。

※ 違反対象物一覧のページ

<http://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000059518.html>

川崎市消防局イメージキャラクター 太助

公表制度とは

建物を利用しようとする者が、建物の防火に係る安全性の情報を入手し、利用を判断できるよう、消防関係法令に重大な違反のある建物等を公表する制度です。

公表方法と公表内容は

- 公表方法
川崎市ホームページ
(<http://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000059518.html>)

- 公表内容
建物名称、所在地、違反の内容

公表対象となる建物は

劇場、遊技場、飲食店、百貨店、旅館、病院、老人ホームなど不特定多数の人が出入りする建物

※ 消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる建物

公表対象となる違反は

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が未設置の場合



川崎市消防局

お問い合わせは、川崎市消防局予防部査察課又は最寄りの消防署予防課まで

公表までの流れ



立入検査

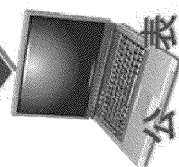


検査結果の通知



公表の通知

立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合



公表

消防職員が立入検査を実施し、公表対象となる違反(※)を確認
※ 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置

立入検査の結果を通知(防火対象物立入検査結果通知票の交付)

公表予定の建物関係者に公表する事項、公表方法、公表予定日を通知(公表通知書の交付)

川崎市ホームページで建物名称、所在地、違反の内容を公表

問合せ先

川崎市消防局予防部査察課

電話 044-223-2711

消防法令に基づいて設置されている 旧規格消火器は2021年12月31日までに交換が必要です

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは2021年12月31日までです。2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。

なお、製造年が2012年以降のものは旧規格消火器ではありません。製造年が2011年以前のものについて、次の内容を確認して下さい。

適応火災マークを確認してください！

適応火災のマーク



文字表示の消火器は、
交換が必要です。



絵表示の消火器は、
今後も設置可能です。



普通
火災用



普通火災用

油
火災用



油火災用

電気
火災用



電気火災用

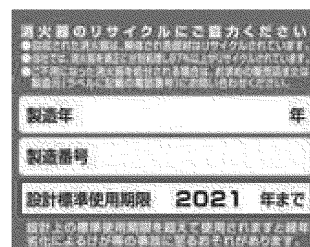
消火器の設計標準使用期限はおおむね10年です

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると経年で不具合が生じることがあります。メーカーが推奨する消火器の設計標準使用期限は製造よりおおむね10年（住宅用消火器はおおむね5年）です。

新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格ですので、早めの交換をお願いします。

ご家庭等に自主的に設置している消火器については、消防法令上の交換義務はありませんが、使用期限内での交換を推奨します。

なお、新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格です。



ご不要になった消火器はお近くの販売店へ

ご不要の消火器は廃棄の窓口となる「特定窓口」（消火器販売店等）または「指定引取場所」（メーカー営業所等）へお持ちください。

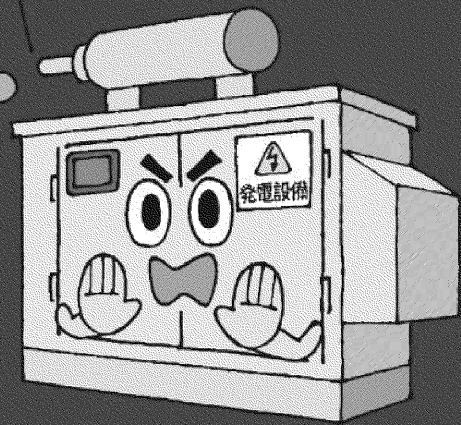
お近くの窓口は消火器リサイクル推進センターのホームページまたはお電話（03-5829-6773）でご確認できます。



廃棄窓口はスマホで検索

負荷運転の
営業活動等における

不適切な 情報にご注意!



最近、一部の民間事業者のホームページ・リーフレットや営業活動等において、自家発電設備の負荷運転に関して次のような不適切な情報を発信している事例が見受けられますので、ご注意ください。なお、このような不適切な情報発信をしている事業者を発見した場合は、**消防庁予防課 03-5253-7523** までご連絡ください。

不適切な事例
1

点検用キットを購入等すれば無資格でも点検可能ですか?

特定の団体や企業が開催する講習を受けて、当該団体等から点検用のキット(数十万円)を購入すれば、資格(消防設備士又は消防設備点検資格者)がなくても自家発電設備の負荷運転による点検を行うことができ、1回の点検で数十万円の報酬になるなどの営業活動等を行っている例があります。

▶ 消防法令上、自家発電設備の設置が義務付けられる規模の建物においては、消防用設備等に関する知識や技能を有する資格者(消防設備士又は消防設備点検資格者)による点検が必要となります。



不適切な事例
2

消防庁や消防本部が点検を依頼することはありますか?

消防庁や消防本部の名前を使用して、消防庁や消防本部から依頼を受けて負荷運転の実施しているなどの営業活動等を行っている例があります。

▶ 消防庁や消防本部が、特定の団体や企業に負荷運転を実施を依頼することはありません。



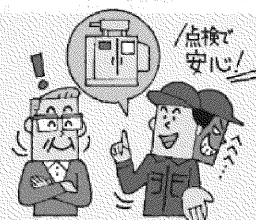
不適切な事例
3

消防法令に基づき1億円の罰金が適用されますか?

負荷運転を実施していない建物所有者等には、消防法第44条又は第45条に基づき1億円の罰金に処せられるなどの営業活動等を行っている例があります。

消防法第44条第11号では、消防法第17条の3の3の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対して、30万円以下の罰金又は拘留に処するとされています。また、同法第45条第3号では、行為者のほか、法人に対しては30万円以下の罰金刑を科すとされています。

▶ 負荷運転のみが実施されていないことのみをもって即座に当該罰則が適用されることは通常ありませんが、消防法第17条の3の3では、点検基準に従って定期的に点検を実施することが義務付けられていますので、消防本部からの行政指導の対象になります。



罰則の詳細についてはこちら▶



不適切な事例
4

東日本大震災等では多くのものが作動しなかったのですか?

東日本大震災などの大規模地震時において自家発電設備の多数が作動せず、その原因が負荷運転の未実施であったので負荷運転を実施すべきであるなどの営業活動等を行っている例があります。

▶ (一社)日本内燃力発電設備協会の調査では、東日本大震災や平成28年熊本地震などの過去の大規模地震時において負荷運転の未実施のみが原因で自家発電設備が不動作、停止した事例はありません。ただし、バッテリー放電や燃料フィルターの目詰まりなどのメンテナンス不良により不動作、停止した事例が一定数ありますので、大規模地震等に備え、点検基準に従って定期的に点検を実施し、不備がある場合には速やかに改修・交換等を行ってください。

詳細についてはこちら▶



不適切な事例
5

違反対象物として公表されますか?

負荷運転を実施していない建物は、消防本部のホームページ等において公表されるとの表現等を行っている例があります。

▶ 違反対象物の公表制度は、各消防本部において条例を定め、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備、自動火災報知設備が全く設置されていない等の消防法令の中でも極めて重大な違反がある建物の情報を公表している制度です。負荷運転を行っていないことで公表することとしている消防本部は、消防庁では把握していません。